

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税法

★ 会社加入のゴルフクラブ

Q. 会社でゴルフクラブに入会しようと思っています。税務上どのような取扱いになりますか？

A. 会社が加入するゴルフクラブの入会金は、次のように取り扱われます

①法人会員として入会した場合…記名式の法人会員で名義人である特定の役員又は
使用人(役員等)が専ら業務に関係なく利用しており、これらの者が負担すべきもの
と認められるものは、その役員等に対する給与等となります。

②役員等が個人会員として入会した場合…入会金は、その役員等に対する給与等と
なります。ただし、無記名式の法人会員制度がないため役員等を個人会員として
入会させた場合で、その入会が業務の遂行上必要であると認められ、かつ、その
入会金を法人が資産に計上したときは、その役員等に対する課税はありません。

なお、ゴルフクラブの年会費その他の費用は、次のように取り扱われます

①会社が年会費、ロッカー料その他の費用を負担する場合は、その入会金が法人の
資産として計上されているときは、その役員等人に対する課税はありませんが、
その入会金が給与等とされているときは、役員給与等となります。

②プレー費を会社が負担する場合は、その費用は、そのプレーをする役員等に対
する給与等となります。ただし、その費用が使用者の業務の遂行上必要なもので
あると認められるときは、その役員等に対する課税はありません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5381.htm>

★ 業績悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

Q. 新型コロナウイルスの影響で、今期の業績は最悪になりそうです。そこで、期中
ですが、役員給与を減額しようと思いましたが、損金に算入することはできますで
しょうか？

A. 損金に算入することができます。

法人税の取扱いでは、年度の中で役員給与を減額した場合に損金算入が認められ
るのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情(業績
悪化改定事由)がある場合に限られています。

そこで、お尋ねは新型コロナウイルスの影響で役員報酬を減額した場合、この業績
悪化改訂事由に該当して、損金に算入できるかどうかということだと思います。

新型コロナウイルスは、収束したわけではなく経営環境が回復するという見通しも立たないため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況についても著しく悪化することが避けられないものと思われます。

したがって、お尋ねのような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当し、減額後の役員報酬については損金の額に算入することが認められますが、業績が回復したからと言って元に戻すと増額した金額の損金は認められません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm>

所得税法

★ 役員に社宅を貸す場合

Q. 役員に社宅を貸す場合は、どのようにしたらいいのですか？

A. 次のような取扱いになっています。

①小規模な住宅の場合

社宅の床面積が以下の場合、次の(1)から(3)の合計額を徴収します。

(1)その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%

(2)12円×その建物の総床面積(m²)/3.3m²

(3)その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

イ. 建物の耐用年数が30年以下の場合・・・床面積が132平方メートル以下

ロ. 建物の耐用年数が30年を超える場合・・・床面積が99平方メートル以下

②小規模な住宅以外の場合

社宅が小規模住宅以外の場合は、次の算式で計算した賃貸料相当額を徴収しなければなりません。なお、社宅が賃貸住宅の場合は、家主に支払う家賃の50%相当額と以下の賃貸料相当額といずれか多い金額を徴収します。

賃貸料相当額 = {その年度の家屋固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外は10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%} × 1/12

③豪華な社宅を貸与する場合

いわゆる豪華な社宅である場合には、その住宅につき通常支払うべき賃貸料を役員から徴収しなければなりません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2600.htm>

贈与税

★ 一般贈与と特例贈与

Q. 一般贈与と特例贈与がある場合、税額はどのように計算するのですか？

A. 暦年贈与には、一般の贈与と特例贈与があり、特例贈与は一般の贈与に比べ税負担が軽くなっています。

特例贈与とは、直系尊属から20歳以上の者への贈与をいい、一般贈与とは、特例贈

与以外の贈与をいいます。

同一の年に、一般の贈与と特例贈与がある場合は、贈与税の計算調整をしなければなりません。

贈与税の計算は次のようにします。

①特例贈与財産と一般贈与財産の合計額から基礎控除と配偶者控除を控除します。

②特例贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。

③②の金額に合計贈与価額に占める特例贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。

④①の金額に一般贈与財産にかかる税率で贈与税額を計算します。

⑤④の金額に合計贈与価額に占める一般贈与財産の価額の割合を乗じて税額を求めます。

⑥③と⑤を合計した金額が贈与税額となります。

なお、特例贈与の適用を受ける場合には、贈与税の申告書にその旨を記載し、課税価格が300万円を超えるときは、戸籍謄本等を添付しなければなりません。

★ 教育資金の一括贈与特例

Q. 教育資金の一括贈与特例が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 教育資金の一括贈与特例は令和3年3月31日まで2年延長され、次の改正がされました。

①受贈者の所得要件

受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用が受けられないこととなりました。

②教育資金の範囲

教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料が除外されました。

③贈与者の死亡と相続税

受贈者が贈与者から死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等に非課税制度を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残高を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされました。

④契約の終了事由

受贈者が30歳に達した場合でも、達した日において学校に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、教育資金管理契約は終了しないものとされ、40歳まで非課税の取扱いが継続されることとされました。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4510.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/01.pdf>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/02.pdf>

<参考>

贈与税がかからないもの

・教育資金でも一括に贈与するのではなく、必要の都度贈与する場合は贈与税は課税されません

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4405.htm>